

平成26年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成26年12月4日（木曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

2番 杉浦 あきら君	3番 志賀 恒男君	4番 鈴木 雅史君
5番 中根 久治君	6番 都築 一三君	7番 池田 久男君
8番 酒向 弘康君	9番 水野 千代子君	10番 夏目 一成君
11番 笹野 康男君	12番 内田 等君	13番 丸山 千代子君
14番 伊藤 宗次君	15番 浅井 武光君	16番 大嶽 弘君

欠席議員（1名）

1番 中根 秋男君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 大須賀一誠君	副 町 長 成瀬 敦君
教 育 長 小野 伸之君	企 画 部 長 大竹 広行君
総 務 部 長 小野 浩史君	住 民 こ ど も 部 長 桐 戸 博 康 君
健 康 福 祉 部 長 鈴木 司君	環 境 経 済 部 長 清 水 宏 君
建 設 部 長 近 藤 学君	教 育 部 長 春 日 井 輝 彦 君
消 防 長 山 本 正 義 君	消 防 次 長 兼 壁 谷 弘 志 君
消 防 署 長	
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 牧 野 洋 司 君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 忠 志 君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまで。

ここで、お諮りいたします。

昨日に引き続き、議場において、企画政策課職員が議会だより用の写真撮影をいたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内での写真撮影を、許可することに決定しました。

写真撮影は、質問者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。

ここで、御報告いたします。

1番 中根秋男委員は、病気治療のため、本日の会議を欠席する届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は13名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、3番 志賀恒男君、4番 鈴木雅史君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とします。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告順に従い質問を許します。

7番、池田久男君の質問を許します。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、先に通告してあります平成27年度の編成方針、県道岡崎幸田線の渋滞緩和策について、2つの項目について順次質問をさせていただきます。まず、最初に、平成27年度の予算編成方針について、質問をさせていただきます。

10月15日、町長は、平成27年度の予算編成方針についてを作成されました。

景気は、緩やかに回復していくことが期待される。

また、本町の財政運営は、税収の微増を見込み、一時の最悪期を脱した状況にあるとっておられます。

しかしながら、景気変動に左右されない健全な財政基盤を構築するため、行政改革を進めて効果的で効率的、かつ持続可能な行財政運営を展開していかなければならないとっておられます。

そこで、平成27年度当初予算編成が行われているところでありますので、その具体

的な内容は3月議会の定例会でお示しをされると考えております。今回は、その基本的な考え方をお伺いするものでございます。

最初に、景気回復と税収の見込みをどう見るかでございます。

まず、経済状況をどのように捉えるか、歳入の主な財源であります税収について、対前年度に比べどのような要因があり、体制としてどのように見込まれているかをお聞かせ願います。よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 税収につきまして、その対応ということでお願いをしたいと思いますけれども、内閣府が11月17日に発表いたしました7月から9月期の国内総生産、GDPの速報値につきましては、年率換算1.6%の減に四半期、続いてのマイナス成長ということ、それから、11月に月例経済報告が出ましたが、その景気判断につきましては、個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いているとされております。

平成26年度につきましては、9月補正後の町税の総額で92億円とリーマンショック前の最高額とほぼ同額の税収まで回復をしておりますけれども、これは前年度の法人町民税の予定納税額が少額であったため、言いかえますれば2年分の法人町民税が納付をされたため大幅な増となったものであります。

次年度以降も同じような税収につきましては、期待ができないものと考えております。

現時点での平成27年度の税収見込みにつきましては、個人町民税におきましては、本年のベースアップもあり、所得が増加をすると見込みますけれども、一方では、社会保険料控除額も増加をすると見込まれますため、税収は若干の増加を見込むこととしております。

また、法人町民税につきましては、大手自動車関連企業の平成26年度業績予想につきましては、増収減益となっておりますほか、平成26年10月1日以降の事業開始年度分に係ります法人町民税の税率が12.3%から9.7%に縮小されることに伴います減収もありますので、大きな増収は見込めないものと現在のところ考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） ただいま部長がおっしゃられたとおり、個人の住民税、本年度はベースアップもあろうかと思いますが、その分、所得は増加するわけでございますけれども社会保険料控除、これも増加していると私は思います。そして、差し引きするとそんなに上がっていないのではないかなと思われま。

また、法人の町民税でございますけど、大手の自動車関連企業の平成26年度業績の予想、増収減益となっております。これは、平成26年度10月以降の事業開始年度分にかかわる法人町民税が先ほど部長が言いましたように12.3%から9.7%に縮小されることによって減収もあるというようなことで大きな増収は見込まれないという部長のお答えでございます。

それでは、今年度の決算は、やはり、平成19年度のリーマンショック前の93億円に近い税収が見込まれるのではないかと考えております。

平成25年度の決算では85億3,800万円、これは、景気回復とともに法人町民

税が7億6,800万円の増で率にすると120.3%の増ということ、それともない、設備投資の増と償却資産の増8,800万円、これは5.8%の増ということが見受けられます。

今、お伺いしました今年度の見込みはわかりましたが、私が心配するのは、来年度以降の見込みはどうか分かる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 非常に世界経済も含めまして先の予測が難しい中ではありますが、最近の急激な円安もありまして、自動車関連企業の行政は好調であると考えます。

けれども、平成28年度から、全ての法人の税率が9.7%になることによりまして、現行の税収と比較をし減収するものと見込み、さらに平成29年の4月1日から消費税が10%となった場合、9.7%からさらに8%程度に縮小がされると予想をされます。

税収はさらに減収するという見込みがあります。

また、法人実効税率、この引き下げにつきましても、まだ具体的な内容は示されておりませんが実施をされようとしております。このことも減収の要因というふうに考えますので、来年度以降も減収傾向にあるというように考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 特に円安傾向が進む中、幸田町はこうした影響がどのように及ぶのか、できるだけいろいろな情報を的確に把握されまして、予算実務をしていただきたいと思っておりますけれどもこれについてはどうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） やはり、このところの円安傾向は、非常にかねてよりも想定以上にといいますか進んでいる部分がございます。一企業にとりましては増収の要因になりますけれども、逆に輸入を必要とする企業につきましては、逆の要素もあるわけがございます。

そうした意味でも、私どもの法人町民税の見込みということにつきましては、的確に読めるようにさらに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 本町の予算編成、または、財政については、5年先、10年先を見据えたものにしていただきたい。特に、法人町民税が一部召し上げられる状態になってきておりますので、大変厳しい財政運営になろうかと思っておりますが、その辺のところをよく含みまして予算編成にしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたしたいと思っております。

その的確に把握して予算見積りをしていただきたいと思っておりますけど、部長の考えをもう一度お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） ただいま予算編成方針に基づきまして、その査定を実施しております。今の歳出の部分につきましては、各課それぞれの第一次を終えておりますけれども、入りのほうの見込みということにつきましては、近隣の自治体等の情報も得な

がら私どもの想定の部分と合わせまして参考にしながら、税収の見込みをたててまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） ただいま、部長の答弁がありました。これから大変厳しい財政運営になろうかと思えますけど、的確な判断をして予算編成についてはよろしく反映していただきたいなと思っております。

次に、2番目の項目でございますけど、社会保障・税の一体改革による消費税の引き上げ、10%への引き上げを先送りした場合の影響はということでお伺いをいたします。

社会保障と税との一体改革は急速な少子高齢化が進む中、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代に安定的に引き継ぐためにも社会保障の充実、安定化のため、安定財源確保と財政健全化の同時達成を図ることを目的として、消費税の10%まで引き上げた場合、消費税率5%引き上げ分のうち、約1%分、2.8兆円程度になろうかと思えます。

これは、子ども・子育て支援、医療、介護、年金の確保などの充実に残りの4%、11.2兆円ぐらいになろうかと思えますけれども、社会保障の安定化のための財源とするものでございます。

また、消費税率を平成27年10月に10%に引き上げるかどうか、7月から9月期の国内総生産、先ほど部長が申しあげましたGDPの速報値や有識者会議の会合の結果を見て総合的に期待をすとしておりましたが、ここに来て10%引き上げについて先送りするという方向性が新聞などに取りざたされております。

安倍総理は、実は18日、来年の10月に予定されておる消費税率の10%への引き上げを1年半延期することと意向を示しました。

個人消費、設備投資の落ち込み等、消費税延期を歓迎する声もありますが、一方では増税は社会保障の充実、地方財政の立て直しの意味合いも強かったはずです。年内に衆議院の解散を行い、10%の引き上げをどうするかという判断を踏まえて、国民に真意を問う位置づけにしたいという考えも新聞には掲載されております。

そこでお伺いをいたします。大変厳しい、難しい問題であると思えますけど、消費税率の改定見送りが来年度の予算を編成するに当たり、どのような影響があるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 現状で想定をされます消費税10%見送りの影響につきまして、これも対応ということをお願いを申し上げたいと思えますけれども、歳入におきましては、地方消費税交付金、これが減額となりますけれども、法人住民税の一部国税化も延期となりますので増額というふうになりますと相殺をされますので、こうした意味では、大きな影響は少ないものと見込んでおります。

歳出につきましては、各事業におきます消費税分が増額をされないこととなりますので、平成27年度で3,000万円、平成28年度でも6,000万円程度の歳出が抑えられると想定をしております。

その他の歳入につきましては、自動車取得税、この10%に実施をするときに、廃止

をするというごさいますので、1,600万円ほど減となるというふうに見込んでおりましたけれども、見送りによりますと今年度と同等の歳入を見込むということになると思います。

また、その他の歳出におきまして、消費税10%の増税を財源とするとされる事業はあるわけでありすけれども、現時点での影響はまだ示されておりません。

消費税10%を財源といたします事業の主なものといたしましては、介護保険に係る低所得者の保険料軽減特別負担金、国民健康保険に係る低所得者軽減措置に対する保険者への支援の拡充、子育てに係る子ども・子育て支援制度等があるというふうにごさいます。

また、そのほかには、これは新聞報道等によるものでありますけれども、増税見送りによりますその実施の可能性があるものといたしましては、子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金などが挙げられておりす。

これは、平成26年4月に消費税が8%になる際に増税による低所得者、子育て世帯への影響を緩和するために負担軽減策を講じるまでの暫定的な措置ということでごさいましたので、そうしたことが、今考えられるということでごさいます。

今後とも、こうした消費税10%を財源といたします事業の動向につきましては、さらに国の動向等注視をしてまいりたいというふうにごさいます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 参考に東三河の市では、社会保障費は増加の一途であるよと、将来につけを残さないかとは、それから、蒲郡市では、国保や介護保険などふえ続ける社会保障費をどう補填するのかということ、また自動車産業の田原市、消費増税は景気悪化で避けてほしいと考えていたよということ、税収の占める割合が大きい法人市民税は景気に左右されますので、先送りは選択肢の一つのであるよという各市の意見でごさいました。

それで、今、部長の話で聞きますと、平成27年度は、個人、法人、町民税の影響はないということは、私理解をしたわけでごさいます。歳入には、大きな影響はないよということ、歳出は消費税分が増税されないの、歳出が抑制されると想定しておりす。

ならば、一つお聞きいたしたいと思います。たばこ税は、引き上げ分で吸う人が少なくなり、その分減収とはならないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） たばこ税につきましても、平成27年10月から10%に引き上げられることによる影響を約700万円減収と見込んでおりました。その減収がなくなるということもそうした見送りの関係ではあるというようなことも状況としては考えられるというふうには思っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 消費税の改定には、大変難しい問題があろうかと思っておりますけれども、また、予算編成をする上での影響があるかどうかの大変難しい問題でごさいますけど、これはこれとして十分留意されまして予算編成をお願いしたいと考えておりす。

次に、3番目の「幸せな町、幸田町」を実施していくため、総合計画の実施計画に掲げられた重点施策を中心に進めるとあるが、具体的な施策をお伺いしたいと思います。

10月15日に作成されました平成27年度の予算編成の中に、歳出面においては全国的に少子高齢化、人口減少による活力低下が問題となる。限られた財源の中で、「幸せな町、幸田町」を実現していくために総合計画の実施計画に掲げられた重点施策を中心に、効果的な施策の財源配分を進めるとあります。

そこで、現在、次期総合計画の策定を行い、第5次総合計画の最終年度として、平成27年度の重点施策をどのように位置づけ実施していく予定かをお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、委員さんが言われますように、平成27年度は第5次の幸田町総合計画の最終年となっております。

その中の基本計画には、6本の柱を掲げております。実施計画に掲げております主なものは、第1章の安全で快適な都市の基盤、生活の環境づくりでは、防災ダム事業を光明寺池の堤体補強工事負担金、消防救急無線のデジタル化、幸田駅前土地区画整理事業の工事本格化をはじめ、4地区の土地区画整理事業の推進を第2章の環境と調和するまちづくりでは、岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設負担金を、第5章の地域文化人づくりでは、小学校の体育館天井耐震化、ハピネスヒル幸田の各種修繕を、第6章の健全な行財政による確かなまちづくりでは、社会保障税番号制度への対応、基幹系業務システムの再構築など、それぞれ重点施策を掲げ推進していく計画であります。

よって、そのような基本的な考えをもって進めていく予定でありますのでよろしくお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 推進計画にあたっては、第5次の反省点、あるいは、留意点など洗い出しが重要であろうかと思えます。また、後ほど考えをお聞かせ願います。

平成26年の3月に作成されました企業立地マスタープランが基本になろうかと思えます。現在、推進審議会の委員の皆さんで、本当に十分な協議、研修をされておられるとお聞きいたしました。

施策にあたっては新しい産業の創設も大事ではございますけど、町内業者とのかかわりも大切にしていきたいと思えます。連携、情報など、どのようにされているかをお伺いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 平成26年3月に策定をしました企業立地マスタープランに基づき、現在は、企業立地マスタープラン推進委員会で企業立地マスタープランの施策や事業の推進の進行管理や評価、計画の見直しを行っております。

また、町内企業15社で構成をされております物づくり企業情報懇話会では、新しい産業の創設を図ることを目的に、町内の企業の課題及び可能性、並びに企業立地に係る行政施策の方向性を協議をしております。

新産業を主軸とした企業誘致、町内企業の留置に向けて、今後とも企業庁等関係機関と強力で調整を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 本町においては、隣接市から大変注目をあびている現在でございます。この企業立地マスタープラン、大変好評をいただいていると聞いております。推進の計画にあたっては、本当に前向きに真摯に一生懸命やっておられると思います。

これからも、県の企業庁など、いろんな関係各機関との連絡調整をしていただき、よりよいこのマスタープランにさせていただきたいと思っておりますけどどうでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、委員が言われましたように、今後も各機関と連携を取りながら、それぞれ進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） わかりました。

それでは、第1項目めの平成27年度予算編成、最後の質問にまいります。

最後には、町長にお伺いをいたします。

2期目の町政を担当され、マニフェストにおいて公約を実現されました内容について次年度の予算を編成する上で、どのような思いを込めて具体的な実現を図ろうとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 2期目スタートに当たりまして、新たなマニフェストを作成したわけでございます。

「幸せな町、幸田町」実現に向けてということで、まだまだ道半ばであるということでの2期目のスタートでございます。

私は、先回は8つの「誠」というのを掲げたわけでありまして、今回は、具体的に9つということで、マニフェストと掲げたわけでございます。

まず、安心安全なまちというところから、健康に暮らすまち、広域行政の推進等々、9つ目が行政改革と住民サービス向上を柱に今回のマニフェストを作成したわけでございます。

住みよいまちづくり、サステイナブルなまちづくり、持続可能なまちづくりということを中心に大きな視点として、バランスのあるそういうまちづくりをさらにしていきたいということで、それには特に、健全財政ということ、先ほども総務部長からお話をしたと思っておりますが、健全財政を意識しながら、マニフェストを実施を実現を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、また、企画部長が申しあげました企業立地の問題等につきましても、グリーンモビリティ産業、それからヘルスケア産業、それからスマートビレッジと、その3つを一つの大きな鏡としてさらに進めてまいりたいなというふうに思っております。

地域経済の継続的な発展を通して、財源確保に努めまして、幸田町のさらなる発展を目指して努力をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） ただいま、町長が言われました何はともあれ健全財政、マニフェストの実行でございます。

特に、町長は人の集まる場所で、箱物についてということ盛んにおっしゃっておられるわけですが、特に予算編成には、その明記がないように思います。具体的な着手をされていくのかどうか、またその道筋をどのように進めていくということであれば、差し支えない部分で結構でございますけどお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私も1期目につきましては、箱物につきましては当面つくらないという方向で現在おったわけでございますけれども、2期目に渡りましていろいろ財政的な措置、借金の返済等々、いろいろ鑑みまして、一步前進するという形での今回の2期目でございます。

具体的な大型建設事業につきましては、特に、私が申し上げているのは、幸田町にあとないものは何かということになりますと、体育館がないということが、これは、皆さん体育協会の皆さん方とか、スポーツをやってらっしゃる方、それから、学校の体育館を借りて夜使っていらっしゃる御婦人の方々等々からの御意見もございまして、体育館を建設しようじゃないかということでの箱物を進めていきたいということと、もう一つは、幸田町は人口が向こう10年にかなり人がふえてくるということで、単なる人がふえるだけではなくて、子ども・子育てを十分にやっていかなくてはいけない、そういうことで児童館とか子どもたちの交流の居場所づくり、それから、我々のような団塊の世代の人間が10年もしますと後期高齢者になるわけでありまして。

その人たちの高齢者の居場所づくりも検討しなくてはいけないだろうと、そういうことの箱物も考えながら、幸田町のレベルに合ったような施設、そういうものを見きわめながらつくっていききたいなというふうに思っております。

これにつきましては、プライオリティをつけまして、町民の皆さん、そして議員の皆さん方からもいろんな御意見をいただきながら、さらにそういうものにつきながらプライオリティを決めながら、一般財源ほか起債を使ったりいろんな形で有機的に財源を賄いながら向こう何年か先に大きな借金を残さない、負債を残さないような形で緩やかな形で財政運営をしながら、箱物も検討していきたいというふうに思っておりますので、住民議会の意見を聞きながら使いやすいようなそういう施設を検討させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 町長は、今、2期目のスタート、本当に大事な時期でございます。体育館、また、人口増による子ども・子育ての支援策として児童館、また、高齢者の居場所づくりということで箱物行政のことを言われました。レベルにあった箱物行政でございます。また、その前には町民の意見を十分に聞いてつくるよということで、何はともあれ財政でございます。ここでぜひお願いをしておきたいと思っております。

住民のニーズをよく押さえていただき、また、住民が望んでいるのは、どのような施策であるか、もう一度、原点に立ちどまっていただき、2期目のスタートを着実に進めていただきたい、余りとっぴなことや目立つことよりも、一人一人の住民の方の笑顔が感じられるような施策を職員と一緒に考えていただきたいことをお願い申し上げて、私の第1回目の質問を終わらせていただきますのでよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 2期目に際しまして、自分自身もおごりなき行政をしていきたいというふうに謙虚な気持ちでおるわけでございます。

以前からもそうでありまして、住民の顔の見える行政というのは、従来同様続けてまいりたいと思っております。

それから、町民の皆様は、株主である、お客様であるという姿勢につきましては、これも継続して職員徹底を図りながら、やっぱり住民のために奉仕をするのだという気持ちの中で取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

それには、職員の意識改革もさることながら、私自身の意識改革も含めて次の視点を十分に幸せの町が実現できるように、さらに努力をしていく所存でございますので、よろしく御指導のほどお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今、町長自身、3つのことを言われました。

ぜひ、そのように進めていただきたいと思えます。

それでは、この平成27年度予算編成方針についての質問を終わりにして、次に、2つ目の項目の県道岡崎幸田線の渋滞緩和策についての質問をさせていただきます。

近年における国、県、町道における朝夕の通勤時間帯での交通渋滞は、町内全域で発生しております。

極めて憂慮すべき行政問題であります。国、県、町における整備計画の推進と、相互の調整による円滑な交通の整備が必要であると考えております。

安心安全できる交通環境の確保も必要とされております。

本町はものづくりのまちとして、自動車関連企業が多く、道路交通を構成する人、車、道路の3要素がそろっておると思えます。

また、現在、朝夕の通勤時間帯には、地域の生活道路である狭い道路でも渋滞しているので、通勤の車がスピードを出して生活道路に入ってくる、大変、危険で住民の方も心配をされております。

また、事故によって辛い人がいない社会を築かなければなりません。

そして、幸田町は、JR東海道線によって東西が分担されているのも一因ではないかと思えます。

そこで、お伺いをいたします。現在の交通渋滞の認識、把握はどのようにされているかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 御質問の県道岡崎幸田線の状況でございますけれども、朝の通勤時間帯に慢性的にその渋滞が発生しているということで、渋滞は錦田の菅田の交差点、それから、岩堀の交差点を越え、最長では朝7時40分台から、7時半から8時の間だったと思えますけれども、延長にして800メートル以上の渋滞長さとなる場合もあるということでございます。

これが、その無理な追い越しとか生活道路への、また通学道路への侵入通過交通発生したり、結果的に交通事故が懸念されるというような状況が心配されているということ

でございます。

この渋滞の背景には、幸田町のその東西方向の道路が鉄道交差によって少ない、また、そういった面で通勤者の交通がそこに集中するということにより、さらに現在六栗の区画整理の地内が通行どめであるということも含まれまして交通が集中する。これが錦田ガード、菅田の交差点のところへ集中して渋滞が発生しているものと考えます。

また、さらに駅西の工業団地、これも企業業績も悪くないという状況から、交通量もふえ工業団地への右折車、こういったものが渋滞の要因の一つになっているのではないかとこのふうなことを考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今、錦田ガード、駅西の工業団地ということで、特に東西の関係で渋滞しているという。そこで、今、錦田ガード、駅西の工業団地の辺が混雑、渋滞するという発言でございます。交通量調査というのがありますけど、交通量調査はされておるのか、いないのか、また、交通量調査されていたらどういう車の状況かお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） これらの渋滞原因を調査するために、錦田ガード手前の先ほどの菅田の交差点、それから、この西方向に向かう県道でいいますと幸田石井線と申しますけれども、その交通量を4地点で調査を行いました。その菅田の交差点を1カ所目、また、駅西の工業団地の前、また六栗の大迫交差点ということですのでけれども、新幹線のところが3点目、また4点目は、西のほう、野場の西交差点、この4カ所で9月26日と10月3日に午前7時から8時半の90分間、同時に交通量調査を行ったという状況でございます。

その結果、申し上げますと、錦田ガードを通過する台数が517台、この90分間で517台、駅西の工業団地のほうへ右折がされるものが265台、また六栗の大迫交差点、新幹線のところで、野場方面、西尾デンソー方面の右折が252台、さらには、これに六栗方面から直進で277台合流して、合わせて529台とふえてくるわけですが、それが野場の西の交差点、永野とか須美インターから集まってきますけれども、合流して合計753台というような状況で西尾方面に向かっていると、このように随時合流しながら駅西工業団地とか、また西尾工場のほうへ通行が多いということで、JRの交差部の錦田ガードに集中しているということが、この結果、岩堀地区へのその渋滞が発生しているというような結果となりました。

この調査結果を原因としては、この幸田石井線、岡崎幸田線の渋滞は、幸田石井線の渋滞が起因しているというようなこともありまして、現在、そういった対策を県のほうにもお願いをしているような状況でございます。

以上でございます。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 先ほど、部長が、デンソーの西尾工場と駅西工業団地へ向かう車が多いということで、幸田石井線が大変渋滞するというような発言がありました。

それで、幸田石井線というのは、どの部分を指しているのか教えていただきたいと思

います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田石井線は、今申し上げた菅田の交差点から、野場、先ほど調査した六栗の新幹線のところを超えて野場へ向かい、安城まで、そういった県道幸田石井線という名称でなっています。

都市計画道路では、安城蒲郡線というような名前が重複したりしております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 私、先ほどJR東海道線が道路の横断を分断しているということを発言いたしました。そこで、幸田町内ですけど、JRを横断する、専門用語になりますけれどもアンダーパス、それと平面交差、オーバーパス、何か所あるかわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 幸田町内の鉄道交差箇所、これにつきましては、幸田駅の地下道とか相見の自由通路、三ヶ根の自由通路は別にしまして、国、県、町道として全部で16カ所ございます。

その内訳としましては、平面交差、いわゆる鉄道踏み切り、これが町内に7カ所、それとは違う立体交差、これが9カ所あります。9カ所のうち、そのアンダーパスといわれる道路が下を通っているということで錦田ガードのようなもの、これが5カ所、逆に道路がその鉄道をオーバーするオーバーパスが4カ所、合わせて9カ所というような状況になってございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） よくわかりました。

それでは、やはり、こういうアンダーパス、オーバーパス、平面交差、いろいろ幸田町内で9つあるということでございますけど、この渋滞というのは、本当に今始まったことではなく、春ごろから徐々にふえて六栗の区画整理が始まってから急に渋滞するようになったと見受けられます。

その解決策は、やはり、JR東海道線が道路を分断していると思いますけど、町道の野場横落線の早期整備が大変必要であるかと思えます。

それでは、野場横落線の進捗状況についてお伺いいたしますけれども、現在、ちょうど野場横落線というのは、どこからどこまでで何キロぐらいあるのか教えていただきたい。

そして、また、進捗状況がわかれば合わせてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、委員が言われました六栗の区画整理の通行どめ、これも今月25日までが通行どめ期間ということで、それが解消すればある程度解消できると思いますけれども、根本的にはこの野場横落線がやはり解決策の一つということで、大きく影響があるかと思えます。

この野場横落線というものは、昭和47年に都市計画決定された幅員12メートルの

道路でございますけれども、野場側から申し上げますと、先ほど申し上げた県道幸田石井線、街路名で安城蒲郡線ですけれども、東西に結びまして248号線、街路名でいうと蒲郡岐阜線を結ぶ全長で2,640メートル、2.6キロの街路と、道路ということでございます。

この道路につきましては、東側248号線側については、給食センター前、芦谷高力線のところまで1,240メートル、1.2キロでございますけれども、整備済みということで、整備状況としては、47%の進捗率ということでございます。残り1,400メートルが1.4キロが未整備状況ということでございますが、実質的には、西側の野場のほうから今整備を随時進めているというような状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） ちょっとお聞きしますけど、菱池遊水地の地権者の説明会が11月16日に説明会が行われたと聞いております。その説明会の中で、遊水地の問題ではなくて、野場横落線の道路の話が出たかどうか。もし、話が出たなら、どういう話が出たか内容をお聞かせいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 野場横落線の野場側の整備を行っているという状況でございます。そういった中で、野場側が整備されると、今度は菱池遊水地内の道路整備ということになってくるわけですけれども、そういった面では、今、議員が言われたように11月16日に菱池遊水地の説明会を行っております。地権者全体の説明会を行っております。

その説明会と合わせて、この野場横落線の説明も項目に入れさせていただきながら、県事業と町事業が一体となって進めていくというようなことで説明させていただいております。

特に、野場横落線に関しては、特段の質問はございませんでしたけれども、この会議の趣旨は、地権者は全体をとりあえず集まってお聞きながら、昨年末に遊水地が用地買収方式に決定したということをお知らせしながら、地権者組織を結成しながら用地取得に向けて皆様方の地元協力をお願いしたいと。それに合わせて野場横落線も事業を進めていきたいというような説明をさせていただいている状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今、説明によりますと、説明はしたけど質問はなかったということで、菱池遊水地の話がほとんどであるよというふうに解釈をいたしました。

それでは、今後の計画と課題ということで、2点お伺いいたします。

JRとか河川等、他の機関との調整はどのように今までされてきたのか、また、今後、どのように調整はされるのかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この野場横落線についての課題につきましては、今、遊水地の地区、これは軟弱地盤ということで、その築造が大変な状況であるということと、また、最大の課題は、広田川とJRの東海道本線、これをどのように交差させるかというようなところが一番大きな課題になるのではないかとということでございます。

目的である鉄道交差をいかにしていくかということでもあります。JR東海道本線については、これで平面交差、いわゆる踏み切り移設置を前提として、今、協議を進めておりました。平成22年の12月にJR協議を4年前ですけど平面交差としての協議を行っております。

しかし、こういった道路を新たにつくる場合、道路法31条にありますけれども、やむを得ない場合を除き、原則立体交差でなければいけないというふうに条文に書いてございます。

また、鉄道に関する技術上の基準を定める省令、これもございまして、その中には平面交差してはならないというふうなことが書いてある。また、施行令にも特例も書いてございますけれども、なかなか厳しい状況にあるということでございます。

しかし、立体交差にいたしますと、河川協議、先ほど言われているようないろんな協議が出てくる。また、この河川の中では広田川の下を通るわけにはいかないということになりますので、必然的にオーバブリッジということで河川の上を通る、必然的にJRも上を越すというような形になるということでございますけれども、今、整備済みの箇所の終点である給食センター前の芦谷高力線の所までの交差点までの距離が、線路の中心からおおむね160メートル程度しかないということで、ここにおりてくるためには、縦断勾配を道路構造令の特例値を使っても10%というのを使っても、今の現道が1メートルから1メートル50ほど上がってしまうという状況にある。

そうしますと、この交差点を前後50メートルから100メートルの間、つくり上げた野場横落線も含めてこれをかさ上げしていくような形をしなければいけない。それに伴う沿道の土地の利用とか、地元協力が得られるかどうか、こういった面とか、また、平面交差と立体交差、全体事業費もかなりの差がございますので、そういった面では難しい状況にあるということで、今、鋭意、JR東海との協議とか、河川との協議、こういったものもこれから進めていくような状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 今、部長が答弁されたように、大変JRを横断するのに地元でも大変物議をかもし出しております。

平面交差が大前提でございます。アンダーパスは絶対に考えられないと地元の皆さん、私も考えております。いずれにしてもオーバース、後はループというのがありますけど、そのループの考えは、当局はお持ちでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほど申し上げましたように、鉄道までの距離が160メートル、これを伸ばすためにループを入れたらとか、カーブを入れたらどうかという御提案だと思いますけれども、この160メートルの間に既にでき上がっている道路を含めてかさ上げをすることも、急にカーブを入れる状況になったり、また、用地取得を大幅に行う必要がある。

また、ほ場整備の経過からいたしますと、なかなかそのループの計画というのは現実的ではないというような状況だと思います。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 関係機関との調整ということで、私は、広田川の改修、また、遊水地の建設、それと合わせてこの野場横落線を建設されるのかどうか、その点をお伺いたします。

○議長（大嶽 弘君） 理事者に申し上げます。答弁時間1分ですので簡単をお願いします。建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 遊水地の野場横落線については、実際には10年ほど、その野場横落線もかかるかもしれません。ただ、鋭意、同時に整備できるように努力したいと考えております。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 理事者答弁も後1分ということで、私は、いずれにしても大きな金がかかるということは承知しております。

地元住民、町民の方もいろいろ聞いてみますと、やはり、平面交差が大前提であるよというお話ばかりでございます。オーバース、またはループということは、全然考えておりませんので、ぜひ、いろんな関係機関をお使いになって調整をされ、ぜひ、地元住民に答えていただける平面交差の建設にお願いしたいと考えております。

最後の質問になろうかと思いますので、議長、よろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） こういった財政負担も伴う道路整備でございます。こういったものを合意的にやるためには、やはり平面交差というのがいいとは思いますが、この辺はJR東海と協議をしながら、来年度、いろんな面で可能性調査を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 現在の交通渋滞の緩和策は、やはり、野場横落線の早期建設が大前提であるよということ、また、地域住民の方も生活道路まで車が縦横無尽に走る、また、小学生の通学道路、グリーンベルトの中にも本当に朝夕の通勤時間帯、通学時間帯には車が今まで見られなかった現象が起きております。

そして、岩堀の中央の道路に赤い交差点の危険だよということでお示ししていただきました。大変、車が多ございます。また、この今月に何かそのことで交通事故のあれで現場検証とかいろいろ調べることがあるということを知りましたので、ぜひ、野場横落線、早期建設に向けて頑張ってください、特に、平面交差を要望して、答弁時間がないので、これをお願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について順次質問をしております。
まず、小中学校のトイレのにおいの解消などについて問うものであります。

豊坂小学校のトイレのにおいは、校舎、体育館、屋外トイレを問わず、トイレ臭が気になる状況にあります。

昨年6月、豊坂小学校の授業参観日、学校中に広がるトイレ臭に保護者などから、あのトイレのにおいを何とかして、勉強に集中できる環境ではないなどの訴えが寄せられ、私は教育委員会に実態の調査の実施と、その対策を求めてまいりましたが、改めて、どのような調査と対策をされたのか答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 本年度の豊坂小学校に係ります悪臭対策、また、実態調査の関係でございますが、本年度は、議員からの御指摘もございまして、職員が現地におもむきその状況を把握したところであります。

その結果、豊坂小学校におきましては、改修計画を計画し、事業内容といたしましては、小便器18基の更新、また、和式のトイレを洋式化への変更を5基を児童用トイレ4カ所において整備をしたものでございます。

現在の状況におきましては、おおむねそれが解消されておるということで、学校保護者からも好評を得ておるといふふうに聞いております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 職員が現地におもむき改修計画をたてたということですが、原因はどこにあったのですか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 調査結果でございますが、その悪臭要因といたしましては、やはり、小便器の部分の配管に尿石が付着しておったということが見られたということからの改修を計画したところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 小便器への尿石ということですが、御承知のように豊坂小学校は集落排水事業ということで、野場の集落排水に接続をしてもう久しいわけですが、そうした集落排水への污水管の接続、あるいは污水管の中における状況については調査をされたかどうか、その調査をされたとしたら実態はどうか、説明、答弁がいただきたいです。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 職員が実態調査を行いましたのは、敷地の、特に本校舎のトイレの部分でございまして、集落排水への延長となる管への対応等はしてございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 集落排水への接続の関係、いわゆる先ほど申し上げたとおり、污水管を集排に接続しているわけですが、そういう污水管の問題ではなくて、基本的にはそれぞれの便器における尿石、あるいは、それに伴う悪臭の問題だと、こういう認識でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

- 教育部長（春日井輝彦君） 職員が実施しました実態調査につきましては、悪臭部分を掘り起こし、そこで原因を究明したというところでございまして、それ以外の調査は実施しておりません。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの答弁でいきますと、小便器が18基、洋式への移行が5基、これは屋外ですか、4カ所というのは、後で説明がいただきたい。
要は、27基でこの悪臭の関係は解消されたと、こういう認識でおられるのかどうか。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 今回、実施しました児童用トイレ4カ所につきましては、本校舎部分でございまして、まず、悪臭の改修、これを第一目標として取り組んだところでございます。まだ実施していない校舎部分のトイレにつきましては、今後、実施の対象としまして、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） その結果、やられた結果が、27カ所ということで非常に少ないわけですが、その改修に伴って教職員や、あるいは、保護者からの意見、声はどんなものがあつたのか紹介をいただきたい。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 改修後の御意見等でございますが、職員等におきましても、やはり、その後、悪臭はないといいますか、少なくなったという御判断、また、保護者に対しても保護者会とかいろんなことを通じまして、学校からの情報も得るところでございますが、やはり、そういった状況、臭くどうしようもないというような状況ではないと、ただ、全てが除臭できたかということには至っておりませんので、その部分についての今後の対策は考えてまいりたいと思います。
- 議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。
- 14番（伊藤宗次君） 今後の対応ということで、これは、豊坂小学校にかかわらず、町内の6小学校、3中学校、合わせて9校のトイレの設置の実態はどうなっているか、その実態というのは、臭いがあつたのかどうかということではなくて、いわゆる小便器、大便器、男女別、和洋別ということで、それぞれの学校におけるトイレの設置の状況について説明、答弁がいただきたい。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 小中学校における校舎を含めてのトイレ数の状況でございますが、学校別、男女別の和式、洋式トイレの設置で報告させていただきたいと思ひます。単位は省略させていただきます。順次申し上げます。
坂崎小学校、男子和式13、洋式5、女子和式27、洋式8、幸田小学校、男子和式22、洋式6、女子和式38、洋式10、中央小学校、男子和式20、洋式9、女子和式40、洋式10、荻谷小学校、男子和式8、洋式9、女子和式28、洋式19、深溝小学校、男子和式8、洋式6、女子和式20、洋式11、豊坂小学校、男子和式8、洋式7、女子和式26、洋式7、幸田中学校、男子和式16、洋式8、女子和式31、洋

式18、南部中学校、男子和式12、洋式5、女子和式29、洋式5、北部中学校、男子和式16、洋式9、女子和式39、洋式9、トータルでございますが、和式の計は401、洋式の計は161、トータル562基であります。洋式化率といたしましては、全体でございますが、562分の161で28.6%でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 後ほど、この関係については、資料としていただけるように話をしたいと思いますが、例えば、今ざっと言われて、私なりにずっとやると562という便器の総数はこれでいいですか。実態としては、もっといって1,000カ所といますか、1,000ぐらいはあるのではないかと、562というのは余りにも少なく、じゃあ、この562は、何をカウントされておるのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先に、御要望のございますものについてでございましたので、小便器を除かせていただきました。小便器が362ございまして、あと共用ということで、男女共用というものが全体で12ございます。

よって、それを全部足しますと、議員がおおむね申されました数字に近くなりまして936という数字になります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 豊坂小学校のにおいのもとになった便器は何でしたか。小便器でしょ。小便器をにおいの元凶だとは申しませんが、豊坂小学校の事例でいきますと小便器に尿石がたまった、そのことによるにおいが発生しましたよと、しかし、あなたが言われたのは、562の中には小便器は入っておりませんよというところで行きますと、じゃあ、残された小便器は全て今年度中にやるのか、もうにおいをなくしてしまうのか、そういう取り組みの姿勢があるなというふうに私はあなたの答弁から伺って、積極的な姿勢だなというふうにあと年度3カ月余りですが評価するわけですが、そういうことではないわけですよ。なぜ、外すのか、そこにどんな意図があるのかということで、さぐられたくない腹だとは思いますが、そういう言い回し方をされると実態はどうなのかということが、私の質問の内容。その実態が、現況の問題として小便器ありだよと、こういう現状の認識の中で答弁されておりながら、現状の中の総数としては、562だよと、あと小便器を入れて共用しているものも入れて936ですよということですが、こうしたものも全部含めて、じゃあこれからどうするのかと、こういうものが問われてきます。そうした点でどういうふうに対応されるのか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 大変、説明不足で申しわけございませんでした。質問の趣旨からのことからのことで小便器を意図的に外したということではなくて、総数を御報告いただいた経緯でございますのでよろしく願いいたします。

豊坂小学校の悪臭のものは、小便器の配管でございました。よって、今後の計画においては、やはり、悪臭、異臭を極力早目に解消するという判断のもとで改修計画をつくってまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その前に、先ほどちょろっと言われまして書ききれなかったのですが、洋式、和式の関係が現実にある。教育委員会として、望ましい和式と洋式の比率はどんなふうを考えておられる、そして、後ほどお聞きするけれども、改修する計画だということですが、そういう望ましい洋式和式の比率と、それに合わせた形の中で改修計画をおたてになるか、合わせて答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 洋式化への対応ということで、教育委員会の考え方ということでございますが、毎年、幸田町の校長会等からも、また、学校現場からもトイレの洋式化、こういったことへの要望も受けております。

一般家庭のトイレの多くが洋式ということでありまして、学校の和式トイレを敬遠する子どもたちもいるという声がある一方で、また、人の座った便座に座るのが洋式、これに抵抗を感じるという意見もあるところであります。

文科省の指針もございまして、設置者が適正に実施すること、こういうことがこの洋式トイレへの考え方をもたれておりますが、現状では教育委員会といたしましても学校とよく協議の上で洋式化便器に、和式を洋式化にするという対応を今後考えていきたいと考えておるところであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、ですから学校現場や学校長会からのいろんな要望も聞いてというわけで、それはそれで結構だと、だけど、教育委員会として、望ましい和式と洋式の比率をおもちですか。こういうことをお聞きをしました。

私は、和式をなくせなんていうのは、今の日本の現状からいったら、これはやっぱり和式は全部だめだと、和式は和式の利点というのがあるのです。あなたの言われたように、直接肌を触れるということについては、嫌悪感を持つ方も、これは一般の方も含めておみえになる。そうしたときに、和式座ろう、あるいは洋式座ろうということではなくて、そうしたときに、じゃあ、学校として望ましい比率はどうお考えですか、お持ちですかということ。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほども数値のところでお示しましたが、現在、約3割ほどの洋式化というぐあいでございます。

今後、指針はございませんが、やはり、これを少しでも洋式にすると、便器の改修も含めて洋式にするということで、その指標はもってはおりませんが、少しずつやはり変えていくという姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 教育委員会として望ましいその比率についてはもっておらないけれども、学校現場や校長会からやってくれと言ったらやってきましょうよということは、無計画は計画性なりとこういうことになるので、やっぱり、一定その指針がいいか悪いか、それはまた別の問題。

しかし、教育委員会として望ましい洋式和式、それは、小学校、中学校によって私は変わってくるだろうと、考え方として。そういうものもあなた方自身が示していくとい

うことも必要だろうなというふうに思います。

そういうことも含めて、9校それぞれ違いがあるかと思いますが。トイレのにおいの実態調査、全体的に行うべきだというふうに思うわけですが、もし行おうとしたときには、職員が出かけて現場に出て、そのにおいの実態を鼻でかいでくるのか、あるいは、一定、専門的なところ、においについてはなかなか難しい基準があるけど、しかし、国家資格もあるようにお伺いしております。

要は、9校それぞれの違いはあるけれども、そのトイレのにおいを含めた改修についての基礎的なデータ、実態調査を行われますかどうかという点について答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、洋式化をするに当たっての指針ということでございますが、これは、十数年前から実施して洋式化に取り組んできたという歴史がございます。

フロアの一つは必ず男女別に洋式トイレがあるということで取り組んでまいりましたので、今後はその洋式の数をやはりフロアには必ず一つあると、今までは、2カ所あったうちの1カ所に必ず洋式があるということでありましたので、それを2カ所あれば必ず2カ所あるという取り組みを考えております。

それによります洋式化率は算定してございませませんが、おおむね5割に近くなるのではないかなというふうに思います。

次に、実態調査の改修調査ということでございますが、先ほども申しましたように、事務局の職員が現地に出向きその調査を行い、また、学校からもそういった状況もお聞きしながら、毎日毎日同じにおいではございませぬので、においもそのときによって出たり出なかったりということもございます。そういった状況を踏まえすと、やはり、まずは職員が出向き臭気を確認するというところでやってまいります。

また、この臭気を調査しました結果につきましては、やはり、優先順位をつけまして、この取り組みを考えてまいりたいと思います。

先ほど言われましたプロによるその調査ということについては、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それぞれ9校の先ほど申し上げた違いがある。違いがあるけれども、あなたの言われるように季節や気温や状況によっては、例えば、蒸し暑くてどんとして空気がよどんでいるときにはにおいが拡散しなくてただよっていく。

しかし、冬の寒風が吹きすさむ中でいけば、においが拡散される、乾燥しているということも含めて、それぞれの季節に合ったにおいの実態というのは変わってくるわけです。

したがって、私は実態調査はきちんとやっていただく。その上で、9校それぞれの状況に合わせて計画を立てていただく。その計画に基づいて、今回の豊坂小学校は、緊急避難的な対応だったというふうに私は思っている。

予算的な問題からいけば、少なくとも1,000万円以上かけて、1校を1,000万円以上かけて9校毎年やっていたらとてもあかんわけなので、少なくとも短期間のうち

で、3年から5年以内に9校のにおいの解消のために、私は大規模改修をすべきだと、大規模改修に当たっては、1,000万円以上であれば、国庫補助金がつく、こういう制度もございます。

そうした制度も活用しながら、早期にこの対策について取り組まれるかどうか、その考え方を示していただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、実態調査でございますが、先ほども申し上げましたように、その時期等によりまして、そのにおいの質が変わるといようなこともございますので、先ほど申しましたそういった関係業者、配管業者といいますか、そういったところに調査につきましては、研究をしながらその取り組みを模索していきたいと考えております。

また、豊坂小学校は、緊急避難的などということでもございましたが、先ほど申しましたとおりでございますので、今後の計画で取り組みを考えてまいりたいと思います。

また、早期に完成を目指すということでもございますので、まず補助金のこととも言われました。補助金につきましては、先ほど金額もお示しされましたが、この交付金の内容を県等に確認をしたところでございます。

学校施設環境改善交付金というトイレ改修の交付金があるということでも承知しておりましたが、これが要件といたしまして、トイレ環境を改善するために、全体的に改修を行いなさいという内容であるということでもございまして、今回、これに該当するかということでもございますが、このメニューが残念ながら便器のみということでもございますので、該当はしないというところでございますが、先進事例も確認しながら対応には取り組んでまいりたいと考えております。

また、早期改修ということでもございましたので、ただいま予算の策定ということでもございますが、実施計画において、前年度は各1年ごとにトイレ改修を1校ずつというようにお示しさせていただきましたが、これを年度ごとに2校というようにすることも計画をしております。

また、その実態といたしましても、先ほど申しました小便器を中心ににおいの改修、これに取り組んでいこうと考えておるところであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 1,000万円の国庫補助金の対応の交付金については、なかなか難しいよということですが、何事もあれも難しい、これも難しいと言ったら出口が見えないわけです。

そうしたときに、近隣の市町ではこれを使って環境改善という形で、幸田の場合は小便器だけだということですが、そうではなくて、大規模改修ということで国の交付金を受けて改修した事例もあるというふうにお聞きしております。

そうした点から含めて、どこでどんな内容でやられたのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先進地事例ということでもあります。隣の西尾市さんで平成25年度にその事業を展開されたということをお聞きしております。

具体的な内容につきましては、天井、壁、床、配管、もちろんでございますが、そういったところを全体的に取り組んで、洋式便所、こういったところを設置したということをお聞きしているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 事例としては、西尾があると、岡崎もやったというふうにはちょっと聞いているわけです。そういうところは、西三河の中でもやっておられるということもあるわけです。そうした点から含めますと我が幸田町は小便器だけだよと、したがって補助金の対象外ですよという狭く考えではなくて、一つは環境的にどうするのかという問題を中心に置きながら、私はこの西尾、あるいは、岡崎もあるというふうに聞いておりますが、そういうところに職員が行って実際にどうなのかということもやっぱり研究していく、そのことによって1,000万円が適切かどうか、大規模改修が適切かどうかという判断もできる。

しかし、いかずに我のところは小便器だけでも十分だというのは、井の中の蛙大海を知らずということにもなりかねない。したがって、先進例ということも含めて、今後の計画と改修についてどう対応、対処されるのか答弁を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 実際、現地におもむいてということでございますので、これにつきましては、研究をさせていただくためにも、一度、現場を見たいと思っております。

また、国の交付金の関係で、小便器だけではということでございましたが、小便器という限定はなくて便器の更新と言い間違いがございましたら訂正をさせていただきます。便器の更新ということで、小便も大便も含んだものということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、それぞれ9校の実態調査を踏まえて、その改修については計画を持ちながら、短期間で、約1,000カ所あるわけなので、小便器にこだわらず、環境整備、環境改善という、その視野の中で、このトイレ臭の改善に取り組んでいただきたいということを申し上げて次に入ります。

2番目の高くて重い国保税の大幅な引き下げを求めるものであります。

2007年、平成19年度で老人保健制度がなくなりました。翌年の2008年、平成20年度から後期高齢者医療制度が発足をいたしました。そのことによって、国保会計における財政負担、どういうふうに変わってきたのか、説明、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） トイレの早期改修につきましては、今年度の実施計画にも見直しをかけまして学習環境の整備というところを主眼に早期対応を考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 老人保健制度から、後期高齢者の医療制度に変わったための負担ということですが、老人保健制度でのいわゆる移動費に対する負担、公費50%、

それから、拠出金で5割、これが基本でありましたけれども、後期高齢者の医療制度の中では、支援金という位置づけで、75歳以上の高齢者の保険料で1割を賄うということになりましたので、実際の支援金につきましては、4割ということになりました。

ただ、国保税でその75歳以上の方が後期高齢者のほうに移行しましたので、その保険料も当然減っているということで、財政的には負担、財政負担ということでは、5割が4割になったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 若干、質問と答弁が食い違っているかなと、すれ違いがあるなというふうに思うわけですが、要は、老人保健制度から、後期高齢者医療制度に変わりました。

変わったことによって、国保の歳入と歳出はどのようなふうに変化をしてきたのかということでもあります。

つまり、2007年度の決算で、老人保健に対応する国保財政は、まず、歳出の老人保健拠出金、これが5億373万円、歳入の療養給付費交付金が5億4,472万円、こういうふうに変わってきた。

そのことによって、国保会計はどのようなふうに変ったかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 老人保健制度の中での老人保健拠出金、先ほど、議員申されました5億373万7,000円ですが、この平成19年度までの拠出金と、平成20年度、後期高齢者制度での支援金、これが後期高齢者制度に移行したために3億7,201万7,000円、実際には、1億3,100万円ほどの拠出減ということになりました。

一方で、先ほど、私が申しあげました保険税におきましても、賦課の金額ベースですけども、1億3,700万円ほどの減ということで、保険税も下がり拠出金も下がったということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、後期高齢者制度が始まった2008年度、この国保会計の歳入歳出で、前年度とどのようなふうに変ったかということでもあります。

歳入では、1億1,250万円、交付金がふえ、つまり歳入がふえ、歳出では、1億759万円負担が減ります。これは間違いないでしょう。

それと合わせてこれを合計すれば、2億2,009万円、制度が変わったことによって国保の負担が減ったとこういうことではありますが、これは、決算の状況を見れば、成果の説明書で平成20年度と平成19年度を対比すれば出てくるわけですが、こういう内容ですが、それでよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 交付金の関係、私が、今、交付金の関係をちょっと調べてございませぬので、はっきり申しあげられませんが、国民健康保険の全体の会計の中で先ほど言いました拠出金、拠出金から支援金に変わったよと、それから、保険税の減があったよということで、当然、その拠出金については、平成20年度からは、保

険財政の調整交付金をいただきながら、その支出をきておるわけですが、町の負担分も合わせまして、実際にはその負担の賄いをしているということで、全体的には、前年度とは変わっていないという状況であるということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうふうに言われると、じゃあ、成果の説明書の中でどういう記述があるか、こういうことですよ。

決算の成果の説明書の関係からいきますと、歳入で平成20年度と平成19年度の対比でトータルで、歳入トータルで2,900万円減っているのです。もう一つは、歳出の関係も同じ2,900万円ですが、じゃあ、個別の事案でいきますと、歳入のいわゆる動きっていう点でいけば、ほとんど金額は変わっていないと。変わっていないという点からいけば、基本的に先ほど申し上げた歳入と歳出の関係の2億2,000万円余りの関係がどこへ消えたかといったら、後は国との関係も含めて調整したということだけが残っているわけだ。

したがって、要は、こうした制度の改革であって、2億2,000万円余り国保の負担が軽減がされたよと、こういうことでよろしいですかということのお尋ねであります。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国民健康保険の決算ベース上でのお話ですが、先ほど申し上げました、いわゆる高齢者の支援金が前年度と比べて減ってきたと、保険税も当然減ってきたと、ただ、療養給付費、この辺の増というのも実はあるわけでございまして、5,900万円、それから制度、例えば、退職者の医療の一般化、この辺もあるわけですが、そういったことを含めて、実質的に平成20年度では基金を実は5,500万円取り崩しをしながら、その保険料を上げずにおさえた形での歳入歳出の決算をつくっておるということで理解をしておりますので、先ほど私が申し上げました差し引きゼロですよというのは、基金を含めた形で補填をしながら、その運営をしておるということでございますのでよろしくお願ひします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 基金運用云々ということは、私は一言も申し上げていない。

要は、制度改革によって、歳入がふえて歳出がへったよと、トータルで2億2,000万円余り国保の税制そのものが負担軽減になりましたよと、こういう実態についてきちんと見ていただきたいということを申し上げて、これは答弁いただきます。

次に、来年度、2015年度から、保険財政共同安定化事業、高額医療共同事業で、1レセプト、30万円以上80万円未満の高額医療費を市町村国保が拠出し合うものですが、2015年、いわゆる来年度から1レセプトになります。

こういったときに、拠出の方法はどういうふうに変わってまいりますか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国庫支出金の関係では、確かに平成21年度から減っておるというのは、これは私もわかっております。

ただ、その中で、県支出金であったりとか、繰入であったりだとか、共同事業の交付金であったりとか、そのいわゆる国保の支出に対する財源、この辺の部分も若干変わっ

ておりますので、その辺で先ほど申し上げたような対応をさせていただいたということでありますのでよろしく申し上げます。

それから、財政共同安定化事業の中で、来年度から今まで1件30万円を超える医療費、これをこの共同事業で賄っていたわけですが、平成27年度から1円以上の医療費に拡大をされるということになりました。

このために、その対象の医療費が多くなるということでございます。その多くなる部分の対応する拠出額、これも実はふえてきます。大体、拠出金で4億円を超える金額が拠出をしなければならないということになるかと思えます。

ただ、一方で、この拠出金につきましては、拠出金と交付金の差額、これが出た場合は、県の調整交付金を持っていわゆる補填をされますので、全てではございませんけれども、その補填の中で対応をしてくると、当然、全てではないということですので、町の負担が生じてくるということですが、今、試算をしておいただいているわけですが、平成26年度まだ決算出ておりませんので、平成25年度ベースでの実績とほぼ町の負担は変わらないだろうということであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、現在、1レセプトについての30万円から80万円、これはそれぞれの保険者が共同事業という形でやってきている。それが、今度は平成25年度、来年度からは、財政安定化事業の一元化という形で保険給付費全体が都道府県単位の助け合い事業になることとなります。このことによる、先ほど申し上げたように、拠出方法はどういうふうに変ってきますか、こういう内容である。その内容は、今、申し上げたとおりであります。これはどういうふうになりますか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 拠出方法といいますか、拠出に対する拠出額、これは今まで30万円を超えて80万円未満という医療費に対する拠出額ということで、今回、1円以上に広がったということですので、その方法については、先ほど申し上げた1円以上、80万円未満の部分について、これは連合が試算をしていきますけれども、圏内のベースで拠出をするということです。それに対する医療費に対して、交付がなされるという仕組みになっておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、今、幸田町でそれに対応する予算、今年度はもっているのですが、来年度からは、全て都道府県のレベルでおやりになるということですよ。助け合い事業だよ。そうしたときに、じゃあ自治体単独の療養給付、あるいは、保険給付費というものが、基本的にその不要不急のための基金というものが不要になってきますよね。

基金はどう活用するかというと、活用の方法がないわけです。何でためているのか、こういうことが、この愛知県はやってそういう話が出てこないですけど、大阪、あるいは、近畿の段階でいきますと、基金が要らないのに何で基金をためこんでいるのかと、こういう問題が自治体単位でいろんな問題が惹起をされて、厚労省が一定の見解も出しております。

そうしたときに、我が幸田町は、来年度、2015年からの関係からいけば、基金は要らないよと。こういう内容になる。そして、また、県のほうもそういう対応をした市町村間の療養給付費の拠出の方法について協議はされて、もう来年度予算編成期に入っているわけですから、それは一定方向は出ているはずなのです。

県と県下の市町村との協議は整わなければ、来年度予算の編成はできないわけですから、そうした点でどういう拠出の方法をするのかということとあわせて、療養費全体の問題として、県との協議が整っているというふうに聞いております。

そうしたときに、じゃあ、幸田町における財政調整基金がどういう位置になるのか説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） この安定化共同事業の関係については、先ほどから議員も申されましたように、県内の市町村間のいわゆる財政安定のための市町村国保からの拠出金、これを共同で運営する事業で、その事業の拡大について、拡大をした後の前3年分の平均をもってその算式を求めておみえになるようですけれども、この1円以上80万円未満、この部分の対応について、当然、その先ほど申し上げました過去3年の交付実績の等に基づいた拠出を求められ、さらに実際に発生した医療費に対して交付をされると、その調整交付金については交付がされ、残りの分については負担をすると、こういう県の単位の中で、いわゆる医療費が余りに高いところについて、皆さんで補いましょうという制度になっているわけですが、そういった部分で対応をしていく。

それから、拠出金の関係については、これは国保の拠出金ですけれども、基本的に国保の拠出金というのは、もともと財政の適性の運営のために国の示す指針でいけば、保険給付費の5%ぐらいの保有が必要だということで、これは今までもその基金の積み立てについてはやっておったわけですが、なかなか積み立てができなかった。

当然、この給付費が今までもそうですけれども、年々2,000万円から5,000万円ほどふえているわけですが、そういった伸びに対する対応、さらには、保険税の抑制のための対応ということで、特別、この財政安定共同化事業にいろはついておりませんので、補填がしているかどうかわかりませんが、いわゆる保険税で賄い部分について基金を対応しながら対応をしていくという取り組みをしているということですのでよろしくをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたの言われる内容は、基金は引き続き必要ですよということを言うのですよね。

そうしたときに、じゃあ、どういう部分で、どれだけ要るのかということになってくるわけです。要は、厚労省は、不要不急の関係で基金の対応は必要ないですよ。つまり、自治体単独で不要不急の支出のために基金を積み立てる必要はなくなりますよという見解。

あなたが、今、5%云々という医療費は給付費の5%だということを言った、それは、従来から言われた関係で、基金を積み立てるための正当化をするための・・・。

だけど、今回、来年度からは、不要不急の関係はなくなって、都道府県の関係で助け

合い共同事業になりますよといったときにどうするのですか。これは。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） この財政共同安定化事業について、これは、今までもやっているわけですが、県がこのいわゆる高額医療とっていいかわかりませんが、30万円を超え80万円未満の部分について、いわゆる共同事業をやっている。

先ほどからいって見える基金の関係については、国保財政上の中身での運用の方法をどうするかと、保険料の抑制であったりとか、いわゆる医療費の大幅な増、これらに対応するための財源として保有をしているということで、暮れの指針の中で基金に持たれるもの云々の話がありますけれども、今後、当然、広域化という問題も実は入ってきますけれども、その段階では、一度基金については、考えるべきときがくるのかなと思いますが、まだ、当面、その今後も基金の活用については、ここ数年はやっていかなければならないと、保険税の抑制のためにやっていかなければならないというのは、当然、みえて想定をしているということですので、財政、共同安定化事業、この部分と、さっき言った基金の部分というのは、若干切り離して考えていただきたいということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、基金そのものは不要不急の支出のための転ばぬ先の杖だよというのが、この基金の考え方だと。

しかし、来年度からそういう事業の関係はなくなりますよと。なくなるから、基金を積み立てていくことは不要になりますよということなのですよ。

こういうことに対して、厚労省はどういう見解を示しているのか。

基金については、地方自治法に基づいて、各市町村の判断で積み上げているもので、保険給付全体が都道府県単位の助け合いに移行することによって基金が宙に浮く、負担軽減に投入することは考えられる、こういう見解を述べているのです。

あなた、今、先ほどの中で言われたけど、要は、この基金の活用は、住民の保険税負担の軽減のために有効、適切に使っていくものだ、という私は理解をした答弁の内容だなというふうに思うわけですが、そういう理解でよろしいかどうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 私は、その県の内容については、読まさせていただいているわけですが、この共同化事業の負担が市町村ではなくなるよという話ですが、現実的には、平成27年度の試算をしてみますと、約2,000万円強の実は、先ほど申し上げた拠出額と交付額との差額が出るだろうと、これはまだ想定でございますけれども、その部分については、当然、保険税を充てるのか、これは、先ほど申し上げたいろがついていないということですので、基金を、当然、平成27年度も投入をしなければならぬと、そういう意味では、基金の使い道というのは、その部分にあたっているというのは言えないわけでもないということ、さらにまた広域化までの間については、さらにまたそれはずっと続くであろうということを考えておりますので、そういった基金の活用について行っておるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、私になぜ、この今、積み立てている4,150万円余りの財政調整基金、来年からその活用が不要になってきたときにどう活用するかと、それは、基本的に、幸田町の国保税は、県下54市町のうち、上から、つまり重い順番でいけば6番目に重い国保税の負担。その国保税を引き下げるための財源として使うべきだというのが第1点目である。

それから、もう一つは、介護保険との対応の問題で、対比の問題です。

介護保険に一般会計から投入している全体の比率は約30%、3割近い一般会計からの財政支援、これは負担金という性格もあるわけですが、しかし、幸田町は10%、12、3%、こういう中で、県下で6番目に重くて高い国保税がある。

その軽減のために私は、この基金を有効適切に使うこととあわせて一般会計からの繰り入れで負担の軽減を図るべきだと、こういうことを提起しているわけですが、その考え方について答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 平成25年度の1世帯当たりの平均保険料、これは、県下で6番目というのは、私も承知をしております。

ちなみに、1人当たりの平均は12位、余り関係がないと思いますけれども、要は高いよということでございます。

基本的に率で比較をしてみますと、他の市町村と比べると、県の平均よりもうちの平均の税率は低いという状況にあります。

ということは、言いかえると、各年度の所得に関することだと思いますけれども、いわゆる高齢者の比率が幸田町は実は低いということ。それから、もう一つは、所得率が高い、この辺がさっき言う高い比率になってきているのではないかな。保険税の全てが被保険者数で割かえた数値が6位だよということですので、その中身を私も比較をさせていただきますけれども、そういった状況であると、今までよりも若干高くなっているということは事実であります。

当然、その高い部分に対して支援ということでございますけれども、国保の一般会計からの繰入額、総額で2億8,000万円ぐらい実はやっているわけですが、介護保険でも2億強の保険をしております。

ただ、ルール分を外した分の一般会計の繰り入れ、これは、国保のほうでは、1億5,000万円強、それから、介護でいきますと3,000万円、こういった数字が出ております。

割合でどうよということはあるかと思いますが、そういったことで一般会計については、国保財政がなるべく、先ほど申し上げた保険料、保険税が高くなるないように一般会計を繰り入れながら運用させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの答弁からいくと、幸田町の1世帯当たりの国保税の負担額18万8,547円は、県下で6番目に重いよというのは偽データだと。偽ものだということになりますよね。そうじゃないですよ。そうじゃない、あなた方が

自信を持って出した資料です。

そうしますと、じゃあ、この負担が県下で6番目に重い、その要因はいろいろあるでしょう。いろいろありますけれども、要はこの中で、大須賀町長の果たした役割は極めて大きい。

それは、大須賀町長1期目の就任早々、2011年、平成23年3月議会で、このときは不況がまっただ中ですよ。町民の収入が減ったと。減ったから国保税の収入も減ったと、それは、当たり前のことです。

だから、10.85%、6,000万円、国保税の負担をふやした。つまり、町民の収入が減って生活が極めて厳しい、町民の生活は厳しいけど、我がまちの国保財政も厳しいから10.85%、6,000万円増税する。こんなことは、政治ではなくても、小学校でそろばん勘定できるようになったら誰でもできる政治です。

これがまかり通って、県下で6番目に高い国保税を生み出したという点からいけば、こんな誰でもできるような政治ではなくて、足し算、引き算ができるような、そういうまちの政治、国保税の負担を安易に住民に求める政治は、これは改めるべきだということになるわけです。

そうしなければ、今、あなた方が言われる、いわゆる制度が解約される、そういうことによって市町村から都道府県単位に召し上げられていく、そういう中で、若干なりとも改善される面があることも事実。だから改善されるものは、大いに生かして、国保財政と住民に還元すべきだと。そして、その大もとは、国保税が県下で6番目に高い、その要因をつくったのは大須賀町政の悪政なりとこういうことなのです。

だから、私は少なくとも、1世帯当たり2万円以上の国保税の引き下げは、当たり前だと、法定分と法定外という形で、幸田町は一般会計から繰り入れする。

だけど、法定分も含めて1億5,000万円あるから要らないと、5,000万円程度ですよ法定外分は。

いわゆる、後は、法定負担の関係だという点からいったら、私は介護保険に比べても一般会計の投入が少ないということと合わせて少ないことは、加入者の国保税負担が高過ぎるということだと。そうした点で、国保税の引き下げについて、これは町長の裁量の問題でありますから、町長に国保税の引き下げについて、大抵、私は2万円は国保税は引き下げるべきだと。

あなたが就任して早々に、10.85%、6,000万円もの大增税を図られたという点からいったら、私はここで見直しをする。見直して負担の軽減を図るべきだと。先ほどの質問の答弁にありましたけれども、税収は顕著に伸びていくだろうと。伸びていったときに我がまちはという形でどこに目を向けていく、政治を進めるのかということが問われている。そうした点で町長の答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 国保税につきましては、以前からいろいろ問題があるわけでありまして、社会の情勢、世の中の動き、消費税の問題、いろいろ将来的にもいろいろな問題が山積している中で、私自身が就任してすぐ悪政を行ったということでありまして、その状況下において、それが町の方針として最善策であったらというふ

うに思っております。

それは、町民に負担を求めたかもしれませんが、全体的に、国保の方だけではなくして、社会保険に入っている人というのは、重複して負担をしているということは、一番大きな根底であります。

それを考えますと、それが国保の人たちだけ余分にさらに負担を、一般の社保加入者が負担をしていかなければいけないかという問題も非常に考える問題もございます。

現時点において、今、引き下げるとか下げないとかと、上げるとか、そういうことについては、今からの国政の動きを見ながらさらに進めてまいりたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こういう問題を提起すると、必ずあなた方から出てくるのは、国保加入者だけではないよと、社会保険に入っている人もいるではないかと、そういう人たちについていけば、税を払いながらその税が国保に回されているから二重負担ではないか、重複負担ではないか、そういうことを言ったら、幸田町の政治どころか、国の政治そのものが成り立たないです。それは、ごちゃまぜの理論。アブ蜂取らずの理論で、船がどこにつくかということの責任を持たない、無責任の発言です。

じゃあ、納めた税金がすべからくその人におさまっていくのかというのは、そんなものなるわけじゃない。そんな世界があったら教えていただきたい。

それは、お互いに収入に応じて負担をする、応能負担に基づいて税が納められてくる、その応能負担と生活の状況を含めて受益を受ける受益者、受益と応能の関係を明確に区分をしないと、貧しいのにたくさんいろんな施策を受けているのは何事だという論法につながっていく、そういうことになりませんか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） それは、受け取りされる方の方法だろうと思いますけれども、私は、幸田町国保につきましても将来を見きわめながら、弱者の方たちに応援しなければいけないものは応援しなければいけないだろうと思いますので、その辺は十分踏まえて検討してまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 応援すべきときは応援するよということですので、その応援の内容の具体化については、また、機会を捉えていきたい。

それともう一つは、幸田町における滞納の状況、国保の減免の関係からいけば、決算できますと、5,818万円余りが減免の見直し、未収金ですよ。

トータル的にいけば、2億2,449万円余りが滞納繰越ということになっています。

そうしたときに、滞納をせざるを得ない世帯の状況について、どうあなた方が把握をしているのか、要は、取り立てを強めればそれでいいのだと、横着者がはびこっているから滞納額がふえるのだと、滞納したものについては、家屋敷を召し上げて売っ払っちゃえという議論をした議員もおります。

そういうことではなくて、滞納世帯の実態に基づいて調査をされて、そして生かされるのは国保の減免制度、この減免制度は、生かして使わなければ何もならないというこ

とで、一つは、滞納している世帯の状況について、実態を把握されているのかどうかということと、もう一つは、制度を生かして使うために減免制度をどう活用しているのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 滞納者の方の対応でございますけれども、個々に面談をさせていただきながら、例えば、減免が使えるのであれば、当然、お示しをしますし、分割納入等々の相談をさせていただきながら対応をさせていただいていると。

それから、減免制度を生かしてということで、減免制度についても、その対象者につきましては、こちらのほうからわかる方については、当然、通知を差し上げながら申請をしていただいて対応をさせていただいておりますのでよろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間がありません。ぱっとやっています。

要は、そうしたときに、窓口においておいでという形でやる。それは、一つの方法だけれども、申請主義ではなくて、既に減免制度がある。減免制度に基づいてそれにかかわった人については、自動的に減免をしていく、そういう対応が求められております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 制度の中で、その取り扱いをまた検討させていただきたいと思っておりますけれども、現在は、申請ということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもって本日の日程は終わりました。

次回は、12月9日火曜日午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を12月12日金曜日までに事務局に提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでございました。本日は、これにて散会といたします。

散会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年12月4日

議 長

議 員

議 員